

老高発 0802 第 2 号
令和 6 年 8 月 2 日

各都道府県・指定都市
介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

介護保険における福祉用具の選定の判断基準について

介護保険における福祉用具は、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）の日常生活上の便宜を図り、及び機能訓練を行うための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものです。

これまで、「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について」（平成 16 年 6 月 17 日老振発第 0617001 号）（以下「判断基準」という。）において、要介護度の軽い者に対する特殊寝台、車いすの貸与など、利用者の状態像からその必要性が想定しにくい福祉用具に関して、要介護者等に適正に利用されるよう、介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合等における標準的な目安として本判断基準を示してきたところです。

令和 4 年 2 月に設置した「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」にてまとめられた「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方に関するこれまでの議論の整理」において、給付対象として新たに追加された福祉用具への対応、軽度とされている者の利用も踏まえた検討、多職種連携の促進等の観点からの見直しの必要性を指摘されたことから、令和 5 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業において、文献調査や福祉用具の利用事例・事故・ヒヤリハット事例の調査、有識者へのヒアリング調査を実施し、有識者から構成される検討委員会等の複数の会議体での協議を踏まえて本判断基準を見直すこととし、新たに別紙のとおりとしたので通知します。本通知の適用にともない、平成 16 年 6 月 17 日老振発第 0617001 号厚生労働省老健局振興課長通知は廃止します。

各都道府県・指定都市介護保険主管部（局）におかれましては、福祉用具の特性と利用者の心身の状況等の適合を重要な課題と捉えていただき、自立支援の観点から適切な利用が進むよう、管内市町村及び介護支援専門員等に広く周知をお願いするとともに、下記の事項に留意の上、介護支援専門員等に対して適切な指導方よろしくお願いいたします。

また、厚生労働省では、福祉用具の特性と利用者の心身状況等とが適合した適正な福祉用具の選定が行われるよう、介護給付費請求時に必要となる届出コードを取得することができる「福祉用具届出システム」を開発し、(公財) テクノエイド協会のホームページで公開しています。加えて、福祉用具ヒヤリハット情報も同協会ホームページで公開していますので、福祉用具の選定や

安全な利用に当たっては、本判断基準と併せて、同システム等を積極的に活用していただくよう、併せて周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 福祉用具については、その特性と利用者の心身の状況等とが適応した選定が重要であることから、介護支援専門員は利用者の状態像やその変化、介護者の介護力、居住環境等を踏まえた適切なケアマネジメントにより、必要な支援内容を多職種協働による検討を通じて決定を行い、その支援の手段の一つとして福祉用具の活用を居宅サービス計画に位置付けること。
- 2 介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合及び現に福祉用具を使用している場合は、本判断基準を活用し、本判断基準に示された「使用が想定しにくい状態像」、「使用が想定しにくい要介護度」又は「留意点」に該当している場合、サービス担当学会議その他の機会を通じて福祉用具に関わる様々な専門職から、専門的な見地からの意見を求め、その妥当性について検討し、自立支援に資する居宅サービス計画の作成・見直しを行うこと。
- 3 福祉用具専門相談員をはじめ医師、看護師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、訪問介護員等といった福祉用具に関わる専門職は、本判断基準に示された「留意点」や「参考情報」を参照しつつ、サービス担当学会議その他の機会を通じ、利用者の状態像やその変化、介護者の介護力、居住環境等を十分に踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、安全に使用されるよう、介護支援専門員に対して専門的な見地にに基づき助言やサービス提供を行うこと。